

入札説明書

令和2年札幌市告示第5736号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和2年10月15日（木）

2 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 5階

札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課連絡調整班 電話 011-676-3625

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

新型コロナウイルス感染症現地対策本部用パソコン設定・管理業務

(2) 調達案件の仕様等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 履行場所

別紙「仕様書」のとおり。

(5) 入札方法

総価により行う。

入札金額は、仕様書に示した予定数量に区分ごとの1単位当たりの単価（以下「単価」という。）を乗じて得た金額を記載することとする。また、入札書提出の際には、別紙「単価内訳」を添付し、単価については銭の単位（1円未満2桁）まで記載してよいこととする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30～令和2年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) この入札説明書に示した物品の調達が十分に可能な者であること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
上記2に同じ。
- (2) 開札の日時及び場所
日時：令和2年10月29日（木）10時30分
場所：札幌市中央区大通西19丁目 WEST19
札幌市保健所 3階相談室2
- (3) 入札書等の提出方法
ア 入札書は、別紙「入札書」の様式にて作成し、上記2の契約担当部局に、持参又は郵送により提出すること。
イ 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その外封に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和2年10月29日10時30分開札『新型

『新型コロナウイルス感染症現地対策本部用パソコン設定・管理業務』入札書在中」の旨を記載し、事前連絡の上、上記2宛て入札書等の受領期限までに提出しなければならない。

また、代理人による入札を行う場合は、委任状を別紙「委任状」の様式にて作成し、入札書を封入・封印した封筒とは別にして、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

ウ 入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を封入・封印した中封筒と、その封筒を入れた外封筒の各々に、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和2年10月29日10時30分開札『新型コロナウイルス感染症現地対策本部用パソコン設定・管理業務』入札書在中」の旨を記載し、上記2宛て入札書等の受領期限までに提出しなければならない。

また、代理人による入札を行う場合は、委任状を別紙「委任状」の様式にて作成し、入札書を封入・封印した中封筒とは別に、外封筒の中に封入して上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

エ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

オ 入札者は、提出した入札書等の修正、再提出、追加又は撤回をすることはできない。

(4) 入札書等の受領期限

令和2年10月28日（水）17時（必着）

※持参又は送付により提出すること。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行

することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、入札時に別紙「委任状」を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、上記5(2)の場所において行い、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、原則として入札者又はその代理人の立ち合いがない状態で実施する。なお、入札者又はその代理人の立ち合いがない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、上記アの主旨を理解した上でなお開札への立ち合いを希望する場合には、事前に開札への立ち合いを希望する旨を上記2契約担当部局宛て連絡すること。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、開札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する別紙「委任状」を提示しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

カ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度の入札の回数は原則として2回を限度とする。

6 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和2年10月21日(水)17時

(2) 質問方法

質問事項を別紙「質問票」に記載して、その電子データを電子メールに添付して、保健福祉局保健所感染症総合対策課連絡調整班宛て提出することにより行うこととする（電子メールの件名は「【業者名】新型コロナウイルス感染症現地対策本部用パソコン設定・管理業務」とすること。）。

(3) 問合せ先

電子メールアドレス：renrakuchousei_han@city.sapporo.jp

(4) 回答書の閲覧

令和2年10月23日（金）17時までに本市保健福祉局ホームページに掲載する。
（法人名は掲載しない。）

なお、本件入札に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(5) その他

電話による照会には応じない。また、疑義、確認等がなかった契約書、仕様書及び入札に関する事項についての解釈は本市の解釈によるものとする。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、この入札説明書、仕様書、契約書（案）等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由と

して異議を申し出ることにはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者に対して改めて連絡を行った上で再度入札を実施し、再度入札において最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者として決定するものとする。

ウ 落札者が決定しない場合は、入札を一度中断し、日時を改めて再入札を行う。再入札の日時（入札書提出期限）は、入札者の見積り作業や送付にかかる期間を勘案のうえ決定し、失格者及び辞退者を除く全入札参加者に対して通知する。再度入札は、原則として2回まで行う。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約書賞金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しないとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保障金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙契約書のとおり。